

廿日市市個人情報取扱委託基準

(趣旨)

第1 この基準は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「保護法」という。）に基づき、実施機関（廿日市市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年条例第37号）第2条第2項に規定する実施機関をいう。以下同じ。）が個人情報を取り扱う事務を実施機関以外のものに委託する場合において講ずべき措置について、必要な事項を定めるものとする。

(委託)

第2 この基準において「委託」とは、実施機関が個人情報の取扱いを伴う事務を実施機関以外のものに委託する契約の全てをいう。ただし、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14から第252条の16までの規定により市の事務の一部を他の地方公共団体に委託する場合を除くものとする。

(委託に当たっての留意事項)

第3 委託に当たっては、次の事項に留意するものとする。

1 委託先を選定するときは、個人情報の漏えい、滅失又は毀損（以下「漏えい等」という。）の防止その他の個人情報の安全管理のため、必要かつ適切な措置（以下「安全管理措置」という。）がなされ、別記1「個人情報取扱特記事項」及び別記2「情報セキュリティに関する特記事項」（委託先が委託業務の遂行に当たって、当該委託業務に係る個人情報を電磁的記録で取り扱う場合に限る。以下同じ。）（これらの特記事項を総称して以下「別記特記事項」という。）を遵守できるものを選定すること。

委託先に求める安全管理措置の内容は、個人情報の漏えい等が生じた場合に本人が被る権利利益の侵害の大きさを考慮し、委託する事務の規模及び性質、個人情報の取扱状況（取り扱う個人情報の性質及び量を含む。）、個人情報を記録した媒体の性質等に起因するリスクに応じて、必要かつ適切な内容とすること。

2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第10条第1項に規定する個人番号利用事務等（以下「個人番号利用事務等」という。）の全部又は一部を委託するときは、上記1の安全管理措置として、委託先が当該委託に係る事務において取り扱う保有特定個人情報の管理に当たって、番号法、保護法等に基づき実施機関が講ずべき安全管理措置と同等の措置が講じられることをあらかじめ確認すること。

3 入札の方法による契約にあっては入札の前に、また、随意契約にあっては

見積書を徴する前に、次の内容を相手方に周知すること。

また、相手方が委託業務の遂行に当たって、当該委託業務に係る個人情報を電磁的記録で取り扱う場合は、別記様式「電子データの保存等に関する申出書」により、当該電磁的記録の保存状況を確認すること。

- (1) この契約による事務処理に当たっては、実施機関と同様の安全管理措置を講じなければならないこと。また、保護法の規定及び別記特記事項を遵守しなければならないこと。
- (2) 保護法の規定に違反した場合には、個人情報取扱事業者（保護法第16条第2項に規定する個人情報取扱事業者をいう。）としての処罰だけでなく、保護法第176条及び第180条の規定に基づき、処罰される場合があること。
- (3) 個人番号利用事務等を委託する場合には、上記(1)及び(2)に加え、番号法の規定を遵守しなければならないこと及び番号法に違反した場合には、番号法第48条又は第49条の規定に基づき、処罰される場合があること。

4 委託先に提供する個人情報は、委託に係る事務の目的の範囲内で必要最小限のものとする。

5 個人情報を委託先に提供する場合には、委託する業務の内容、個人情報の秘匿性等その内容（特定の個人の識別の容易性の程度、要配慮個人情報の有無、漏えい等が発生した場合に生じ得る被害の性質・程度などを含む。以下同じ。）等を考慮し、必要に応じて、特定の個人を識別することができる記載の全部又は一部を削除し、又は別の記号等に置き換える等の措置を講じること。

（契約に当たっての措置）

第4 委託契約の締結に当たっては、契約書中に受託者が別記特記事項を遵守する旨を記載するものとする。ただし、契約書中に別記特記事項に掲げる内容を記載することを妨げない。

また、契約書の作成を省略できる契約の締結に当たっては、別記特記事項を請書の中に明記させるものとする。

なお、請書を省略できる場合であっても、必要に応じて、別記特記事項を明記した請書その他これに準ずる書面を徴するものとする。

（委託先の監督）

第5 委託する業務で取り扱われる個人情報については、委託先において、実施機関と同様の安全管理措置が講じられるよう、個人情報の秘匿性等その内容に応じて、委託先に対して必要かつ適切な監督を行わなければならない。

（個人番号利用事務等の委託先の監督）

第6 個人番号利用事務等の全部又は一部を委託する場合には、委託先において、

委託する保有個人情報の取扱いに関し番号法、保護法等に基づき実施機関が果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられるよう必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(再委託等)

第7 委託先による第三者への委託（2以上の段階にわたる委託をする場合及び委託の相手方の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）に委託をする場合を含む。以下「再委託等」という。）が行われる場合の承諾に当たっては、委託先に対して、再委託等の相手方についても実施機関及び委託先と同様の安全管理措置を講じなければならないこと、委託先が再委託等の相手方にこの契約に基づく個人情報の取扱いに関する一切の義務を遵守させる必要があること及び再委託等の相手方の行為について再委託等の相手方と連帯してその責任を負うことを周知する。

(個人番号利用事務等の再委託)

第8 個人番号利用事務等の全部又は一部の委託を受けた者（番号法第10条第2項の規定により委託を受けた者とみなされる者を含む。以下同じ。）が、当該個人番号利用事務等の再委託等をする場合の承諾は、再委託等をする個人番号利用事務等において取り扱う特定個人情報の適切な安全管理が図られることを確認した上で行う。

(事故発生時における報告)

第9 委託先に対して、業務に関し個人情報の漏えい等その他の個人情報の安全の確保に係る事態が生じ、又は生ずるおそれがある場合（再委託等の相手方により当該事態が生じ、又は生ずるおそれがある場合を含む。）には、直ちに実施機関へ報告する必要があることを周知する。

契約書記載例

（個人情報の保護（及び情報セキュリティ））

第〇条 受注者は、この契約による業務を行うため個人情報（及び電磁的記録）を取り扱うに当たっては、別記「個人情報取扱特記事項」（及び「情報セキュリティに関する特記事項」）を守らなければならない。

電子データの保存等に関する申出書

年 月 日

様

(住所)

(氏名又は法人名等)

今回の入札等の結果により、 から委託された場合の業務に関して、電子データの保存等については次のとおり取り扱う予定であることを申し出ます。

1 電子データの保存に使用する媒体等の名称	
2 電子データを記憶する記録媒体等の物理的な所在地	<input type="checkbox"/> 日本国内のみ <input type="checkbox"/> 日本国外（全部又は一部） (国名：)
3 クラウドサービス等のオンラインストレージの利用の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
4 再委託等の有無 ※ 今回委託予定の業務に関して電子データの全部又は一部の取扱いを第三者に委託する予定がある場合は「有」としてください（2以上の段階にわたる委託をする場合及び子会社に委託をする場合を含みます。子会社は、会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいいます。）。	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無

【注記事項】

- 1 この申出の内容は、入札等の結果に影響しませんが、電子データの保存状況により、安全管理措置上の問題が生じる場合には、電子データの保存方法について変更を求める場合があります。
- 2 再委託等を行う場合には、あらかじめ発注者の書面による承諾を得る必要があります。
- 3 入札等の結果に基づき契約の相手方となった場合、契約時に別途「電子データの保存等に関する届出書」により、オンラインストレージの利用先等の具体的な名称を届け出る必要があります（再委託先等がある場合には、再委託先等についても個別に届出書の提出が必要となります。）。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 受注者は、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づき、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 受注者は、業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(取得の制限)

第3 受注者は、業務を行うために個人情報を取得するときは、当該業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により取得しなければならない。

(目的外利用・提供の禁止)

第4 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、業務に関して知り得た個人情報を利用目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(安全管理措置)

第5 受注者は、業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(特定個人情報の適正管理に係る届出)

第6 受注者は、業務が行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第10条第1項に規定する個人番号利用事務等（以下「個人番号利用事務等」という。）である場合には、第5の規定により講じた措置のうち特定個人情報の安全管理に係る内部の組織体制（以下「組織体制」という。）の整備及び当該特定個人情報の取扱いに従事する者（以下「特定個人情報取扱従事者」という。）の指定の状況について、あらかじめ別記様式により発注者に届け出なければならない。届け出た内容を変更しようとする場合も、同様とする。

(従事者への周知及び監督)

第7 受注者は、業務に従事している者（以下「従事者」という。）に対し、在職中及び退職後において、業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことを周知するとともに、業務を処理するために取り扱う個人情報の安全管理が図られるよう、従事者に対して必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(個人情報の持ち出しの禁止)

第8 受注者は、発注者の指示又は承諾を得た場合を除き、個人情報が記録された資料等をこの契約に定める実施場所その他発注者が定める場所の外に持ち出してはならない。

(複写・複製の禁止)

第9 受注者は、発注者の承諾があるときを除き、業務を行うために発注者から引き渡された個人情報記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(再委託等に当たっての留意事項)

第10 受注者は、発注者の書面による承諾を得て業務の全部又は一部を第三者に委託（2以上の段階にわたる委託をする場合及び受注者の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）に委託をする場合を含む。以下「再委託等」という。）する場合には、再委託等の相手方に対し、発注者及び受注者と同様の安全管理措置を講じなければならないことを周知するとともに、この契約に基づく個人情報の取扱いに関する一切の義務を遵守させるものとする。

(再委託等に係る連帯責任)

第11 受注者は、再委託等の相手方の行為について、再委託等の相手方と連帯してその責任を負うものとする。

(再委託等の相手方の特定個人情報の適正管理に係る届出)

第12 受注者は、再委託等をする業務が個人番号利用事務等である場合には、再委託等の相手方の組織体制及び特定個人情報取扱従事者の選任の状況について、あらかじめ別記様式により発注者に届け出なければならない。届け出た内容を変更しようとする場合も同様とする。

(再委託等の相手方に対する管理及び監督)

第13 受注者は、再委託等をする場合には、再委託等をする業務における個人情報の適正な取扱いを確保するため、再委託等の相手方に対し適切な管理及び監督をするとともに、発注者から求められたときは、その管理及び監督の状況を報告しなければならない。

(個人情報の返還又は廃棄)

第14 受注者は、業務を行うために発注者から提供を受け、又は自らが取得した個人情報が記録された資料等について、業務完了後、発注者の指定した方法により、直ちに返還又は廃棄しなければならない。

(取扱状況の報告及び調査)

第15 発注者は、必要があると認めるときは、受注者又は再委託等の相手方に対して、業務を処理するために取り扱う個人情報の取扱状況を報告させ、又は調査を行うことができる。

(漏えい等の発生時における報告)

第16 受注者は、業務に関し個人情報の漏えい、滅失、毀損その他の個人情報の安全の確保に係る事態が発生し、又は発生したおそれがあること（再委託等の相手方により発生し、又は発生したおそれがある場合を含む。）を知ったときは、直ちに発注者に報告し、発注者の指示に従わなければならない。

(契約解除)

第17 発注者は、受注者が本特記事項に定める義務を履行しない場合又は法令に違反した場合には、この契約を解除することができる。

(損害賠償)

第18 業務の処理に関し、個人情報の取扱いにより発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）のために生じた経費は、受注者が負担するものとする。

注 1 「発注者」は、実施機関を指す。

2 「再委託の禁止」に関する事項は、通常、契約書本文に記載されるため、特記事項に掲げていないが、契約書本文に当該条項がない場合又は契約書によらないで契約する（特記事項を請書の中に明記させる）場合は、特記事項に当該事項を追記すること。

【記載例】

（再委託等の禁止）

第〇〇 受注者は、業務の全部又は一部を第三者に委託（2以上の段階にわたる委託をする場合及び受注者の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）に委託をする場合を含む。）してはならない。ただし、あらかじめ発注者の書面による承諾を得たときは、この限りでない。

3 委託業務が個人番号利用事務等に係るものであるかどうかその他委託業務の実態に即し、適宜必要な事項を追加し、また、不要な事項は、削除するものとする。

別記様式

特定個人情報の取扱いに係る組織体制・従業者に関する届（新規／変更）

年 月 日

様

住 所

受注業者名

代表者名

次の業務に係る特定個人情報の取扱いに係る組織体制及び従業者について、次のとおり届け出ます。

業 務 名			
組 織 体 制			
特定個人情報 取扱従業者	所 属	氏 名	備 考

- 注1 組織体制の参考資料として、必要に応じて体制図等を添付してください。
- 2 再委託をする場合は、再委託先の特定個人情報取扱従業者も併せて記載してください。
- 3 届け出た特定個人情報取扱従業者の変更（追加を含む。以下同じ。）をしようとする場合の届出にあっては、変更する者以外も含め、全ての者の所属及び氏名を記載してください。
- 4 備考欄には、特定個人情報取扱従業者の役割、取り扱う特定個人情報の範囲等を記載してください。

変更の内容 及び理由	
---------------	--

注 変更する場合は、変更の内容及び理由を記載してください。

備考

- 1 不用の文字は、消すこと。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

情報セキュリティに関する特記事項

(総則)

第1 この特記事項は、この特約が添付される契約（以下「本契約」という。）と一体をなすものとし、受注者はこの契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、この「情報セキュリティに関する特記事項」を守らなければならない。

(基本的事項)

第2 受注者は、業務を行うに当たっては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び受注者向け情報セキュリティ遵守事項に基づき、情報を適正に取り扱わなければならない。

(機密の保持等)

第3 機密の保持等については、次のとおりとする。

- 1 受注者は、本契約に係る業務の遂行に当たって、直接又は間接に知り得た一切の情報について、発注者の許可なく業務遂行の目的以外の目的に使用し、又は第三者に提供してはならない。本契約の終了後においても同様とする。
- 2 受注者は、本契約に係る業務の遂行に当たって入手した資料、データ、記録媒体等について、常に適正な管理を行うとともに、特に個人情報等の重要な情報について、暗号化、パスワードの設定、個人情報の匿名化、アクセス制限等、厳重に管理し、使用しない場合には、施錠ができる書庫等に保管しなければならない。
- 3 受注者は、本契約に係る業務の遂行に当たって、発注者又は発注者の関係者から提供された資料や情報資産（データ、情報機器、各種ソフトウェア、記録媒体等。以下同じ。）について、庁外若しくは社外へ持ち出し、若しくは第三者に提供し（電子メールの送信を含む。）、又は業務遂行の目的以外の目的で、資料、データ等の複写若しくは複製を行ってはならない。ただし、あらかじめ発注者の承認を得た場合はこの限りでない。なお、その場合にあっても、受注者は、情報漏えい防止のための万全の措置を講じなければならない。
- 4 受注者は、本契約に際して、業務の遂行において取り扱う電子データの保存先等を別記様式により届け出るとともに、クラウド等のオンラインストレージを使用している場合には、利用契約先の情報を発注者に申し出なければならない。また、内容に変更が生じた場合には、受注者は発注者に対して速やかに報告をするものとする。

(従事者への教育)

第4 受注者は、本契約に係る業務の遂行に当たって、本契約に係る業務に従事する者に対して、情報セキュリティに対する意識の向上を図るための教育を実施しなければならない。

(再委託等に当たっての留意事項)

第5 受注者は、発注者の書面による承諾を得て業務の全部又は一部を第三者に委託(2以上の段階にわたる委託をする場合及び受注者の子会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。)に委託をする場合を含む。以下「再委託等」という。)する場合には、再委託等の相手方にこの特記事項及び受注者向け情報セキュリティ遵守事項を遵守させなければならない。

(再委託等に係る連帯責任)

第6 受注者は、再委託等の相手方の行為について、再委託等の相手方と連帯してその責任を負うものとする。

(資料等の返還等)

第7 受注者が本契約による業務を遂行するために、発注者から提供を受けた資料や情報資産は、業務完了後直ちに発注者に返還するものとする。ただし、発注者が別に指示したときは当該方法によるものとする。

(再委託等の相手方からの回収)

第8 受注者が、発注者から提供を受けた資料や情報資産について、発注者の承認を得て再委託等の相手方に提供した場合は、受注者は、発注者の指示により回収するものとする。

(報告等)

第9 報告等については、次のとおりとする。

- 1 発注者は、必要があると認めるときは、受注者又は再委託等の相手方に対して、この特記事項の遵守状況その他セキュリティ対策の状況について、定期的又は随時に報告を求めることができる。
- 2 受注者は、この特記事項に違反する行為が発生した場合、又は発生するおそれがあると認められる場合(再委託等の相手方により発生し、又は発生したおそれがある場合を含む。)は、直ちに発注者にその旨を報告し、その指示に従わなければならない。
- 3 受注者は、この特記事項への違反の有無にかかわらず、本契約に係る業務で取り扱う情報資産に対して、情報セキュリティインシデントが発生した場合、又は発生するおそれがあると認められる場合は、直ちに発注者にその旨を報告し、その指示に従わなければならない。

(立ち入り検査)

第10 発注者は、この特記事項の遵守状況の確認のため、受注者又は再委託先等の相手方に対して立ち入り検査(発注者による検査が困難な場合にあっては、第三者や第三者監査に類似する客観性が認められる外部委託事業者の内部監査部門による監査、検査又は国際的なセキュリティの第三者認証(ISO/IEC 27001等)の取得等の確認)を行うことができる。

(情報セキュリティインシデント発生時の公表)

第11 発注者は、本契約に係る業務に関して、情報セキュリティインシデントが発生した場合（再委託等の相手方により発生した場合を含む。）は、必要に応じて、当該情報セキュリティインシデントを公表することができるものとする。

(情報セキュリティの確保)

第12 発注者は、本契約に係る受注者の業務の遂行に当たって、前項までに定めるもののほか、必要に応じて、情報セキュリティを確保する上で必要な対策を実施するよう指示することができ、受注者はこれに従わなければならない。

(契約解除)

第13 発注者は、受注者が本特記事項に定める義務を履行しない場合又は法令に違反した場合には、この契約を解除することができる。

(損害賠償)

第14 個人情報の取扱いにより発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）のために生じた経費は、受注者が負担するものとする。

受注者向け情報セキュリティ遵守事項

(総則)

第1 この情報セキュリティ遵守事項は、受注者が業務を行う際に情報セキュリティを遵守するための細則及び具体的な手順を定めたものである。

(セキュリティ事案発生時の連絡)

第2 発注者が発注した委託業務に関し、情報セキュリティインシデントが発生した場合は次の対応を行わなければならない。

- 1 発注者の窓口連絡すること。
- 2 最初に事案を認識した時点から、60分以内に発注者に連絡すること。

(ノートPCの持ち出しについて)

第3 ノートPCの持ち出しについては、次の事項を遵守すること。

- 1 持ち出すノートPCには、二要素認証方式を導入していること。
- 2 ノートPCの持ち出し前及び持ち帰り時は、責任者の承認を得ること。
- 3 ノートPCに入れる秘密情報は、データ暗号化による保護を実施すること。
- 4 秘密保持を保持したノートPCを保持したまま、酒席の参加は厳禁とする。
- 5 ノートPCには、必要な情報のみ保存すること。
- 6 ノートPC内の情報は決められたサーバ等に保存し、持ち帰り時は残さず削除すること。

(書類含む情報の持ち出しについて)

第4 書類を含む情報の持ち出しについては、次の事項を遵守すること。

- 1 秘密情報を持ち出す際は、事前に責任者の許可を得ること。
- 2 持ち出し目的の業務に不要な情報は持ち出さないこと。
- 3 持ち出した情報を、置き忘れたり、紛失しないこと。
- 4 秘密情報を所持したまま、酒席の参加は厳禁とする。

(業務用携帯電話・スマートフォンの利用について)

第5 業務用携帯電話・スマートフォンの利用については、次の事項を遵守すること。

- 1 セキュリティロック（端末ロック等）を常時設定すること。
- 2 紛失時に端末を遠隔でロックできる機能（遠隔ロック等）を設定すること。
- 3 ネットストラップやフォルダー等を適切に利用し、紛失防止対策を実施すること。
- 4 発着信履歴及び送受信メール等は、都度削除すること。
- 5 電話帳に個人を特定できるフルネームで登録しないこと。
- 6 カメラ画像については、事前に撮影や取扱いの確認の上、サーバ等への保存後は速やかに削除すること。

(電子メールの送信について)

第6 電子メールの送信については、次の事項を遵守すること。

- 1 宛先、メール本文、添付ファイルの中身について、送信前に確認すること。
- 2 添付ファイルがある場合、暗号化又はパスワード付き圧縮形式にして保護すること。
そのパスワードは同じメールに記載せず、別途連絡すること。
- 3 匿名で登録・利用できるメールサービスやファイル交換サービスなど、相手先を確実に特定できないツールを利用した情報の送受信を行わないこと。

(オンラインサービスへの登録禁止)

第7 インターネット上で提供されている地図情報、ワープロ、表計算、スケジュール管理、オンラインブックマーク、データ共有等のサービスへの秘密情報の登録、保持を行わないこと。

【禁止例】

- ・ 顧客住所をG o o g l eマップ（地図サービス）へ登録
- ・ 設定ファイルや構成図等のE v e r n o t e / G o o g l e D o c s / S k y d r i v eへの保存
- ・ 現場写真をF l i c k r（写真データ共有）に保存
- ・ イントラネット内のURL等をはてなブックマーク（オンラインブックマーク）に登録

電子データの保存等に関する届出書

年 月 日

様

(住所)

(氏名又は法人名等)

年 月 日付け「 業務委託契約」に係る業務について、業務の遂行において取り扱う電子データの保存先を次のとおり届け出ます。

1 電子データの保存に使用する媒体等の名称 例 USBメモリ、社内PC内ストレージ、外付けハードディスク	
2 電子データを記憶する記録媒体等の物理的な所在地等 例 米国、システム管理に関するログ情報を保管	<input type="checkbox"/> 日本国内のみ <input type="checkbox"/> 日本国外（全部又は一部） (国名) (日本国外に保存する電子データの概要)
3 クラウドサービス等のオンラインストレージの利用の有無 ※ 利用契約先が複数ある場合には、すべて記載してください。	<input type="checkbox"/> 有 (利用契約先の情報) ア サービス名称 イ 利用契約先の名称 ウ 電子データの物理的保存先に係る情報等 <input type="checkbox"/> 無
4 再委託等の有無 ※ 本契約に係る業務に関して電子データの全部又は一部の取扱いを第三者に委託する予定がある場合は「有」としてください（2以上の段階にわたる委託をする場合及び子会社に委託をする場合を含みます。子会社は、会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいいます。）。	<input type="checkbox"/> 有 (再委託先等の名称) (再委託先等に委託する具体的な業務内容) <input type="checkbox"/> 無

※ 今回の届出事項に変更があった場合には、再度届出を行ってください。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

【注記事項】

- 1 電子データの保存状況により、安全管理措置上の問題が生じる場合には、電子データの保存方法について変更を求める場合があります。
- 2 再委託等を行う場合には、あらかじめ発注者の書面による承諾を得る必要があります。
- 3 再委託先等がある場合には、当該再委託先等もこの届出書を提出する必要があります。

注 「発注者」は実施機関を指す。